「上智大学ドイツ語学科同窓会 会則」

第1章 総 則

第1条(名称)

本会は、「上智大学ドイツ語学科同窓会」と称する。

第2条(目的)

本会は、上智大学外国語学部ドイツ語学科(以下、ドイツ語学科と称す)教員および同窓生同士の親睦をはかるとともに、上智大学並びにドイツ語学科の発展のために貢献することを目的とする。

第3条(活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の活動を行う。

- 1. 総会並びに懇親会の開催
- 2. 会員に対する情報発信
- 3. 上智大学、ならびにドイツ語学科に対する精神的、物質的援助(学生への支援を含む)
- 4. その他、目的達成のために必要な活動

第2章 会員

第4条(会員の資格)

本会は、次の会員をもって組織する。

- 1. 正会員
 - a. 普通会員 上智大学外国語学部ドイツ語学科卒業生
 - b. 推薦会員 かつてドイツ語学科に在籍し、本会への入会を希望する者で、委員会が推薦し、 総会の承認を得た者
 - 2. 名誉会員
 - a. ドイツ語学科教職員および元教職員
 - b. 本会並びにドイツ語学科のために特に功労があり、委員会により推薦され、総会で承認され た者

第5条(会員の除名)

会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の秩序を乱したときは、総会の議決により除名することができる。

第3章 委員

第6条(委員)

本会に次の委員をおく。

- 1. 会長 1 名
- 2. 副会長 2名(内1名は会計監査も行う)
- 3. 事務局長 1名
- 4. 事務局員 5~10 名前後
- 5. 相談役 若干名
- 6、顧問 若干名

第7条(委員の職務)

- 1. 会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。
- 3. 他の委員は正副会長とともに委員会を構成し、本会の会務を処理する。
- 4. 事務局長及び事務局員は、事務局会議を組織し本会の事務を処理する。
- 5. 相談役は大学、委員、会員すべてからの相談に応じる。
- 6. 顧問は、大学、学生および名誉会員との連絡を務め、本会および委員会の運営が円滑に行われるように支援する。

第8条(委員の選任)

- 1. 会長は、総会において会員の互選により選任される。
- 2. 副会長は、委員会の推薦に基づき会長が任命する。
- 3. 事務局長および相談役は委員会の推薦に基づき会長が任命する。
- 4. 顧問はドイツ語学科教職員の中から委員会で選任される。
- 5. 事務局員は事務局長が学年幹事を中心に正会員より指名し、委員会の承認を得るものとする。

第9条(委員の任期)※

- 1. 会長の任期は、総会での選任後2年間とし、再任を妨げないが3期連続を限度とする。
- 2. 副会長、事務局長、事務局員、相談役の任期は、2年とし、半数は最初の1年で任期満了、その
 - 後、半数ずつ2年で任期満了とする。但し、3期連続を限度として再任を妨げない。
- 3. 健康上の理由などで委員が任期途中で辞任する場合は、委員会の判断で、任期満了まで欠員を補充することができる。

第4章機関

第 10 条(機関)

本会は次の機関をおく。

- 1. 総会
- 2. 委員会
- 3. 事務局(事務局会議を含む)

第11条(総会とその招集方法)

- 1. 総会は毎年1度、会長が招集する。
- 2. 臨時総会を招集する時は、その 2 週間前までに、総会の日時、場所、および議題を記載した通知をしなければならない。手段は主に学年幹事を通じての連絡、メール送付あるいはソフィア会

HP、Facebook などに掲載する。

第12条(総会の審議事項)

総会は、次の各号の事項を審議する。

- 1. 会長の選任
- 2. 会員の承認・除名
- 3. 会則の変更
- 4. 会長あるいは委員会が必要と認めた事項

第13条(総会の議事運営)

- 1. 総会の議長は、事前に委員会で選任される。
- 2. 総会の議決は出席会員の過半数をもって行う。

第 14 条(委員会)

- 1. 委員会は必要に応じ会長が召集する。
- 2. 委員会は、会長、副会長および他の委員で構成する。
- 3. 委員会は、総会の議決に基づき、本会の会務を処理する。
- 4. 委員会は本会則の変更を行うことが出来る。
- 5. 委員会は必要に応じ細則を制定・変更することができる。

第 15 条(事務局)

- 1. 事務局は、事務局長および事務局員で構成し、本会の事務を処理する。
- 2. 事務局長は会員の各卒業年代における学年幹事を中心に 5~10 名前後の事務局員を指名する。

- 3. 事務局長は必要に応じて、事務局会議を招集し、会の運営をする。事務局会議には他の委員も参加出来る。
- 4. 事務局長は各学年幹事に当該学年の名簿管理を委ねる。

第5章会計

第 16 条(資金)

本会の資金は次の収入でまかなう。

- 1. 寄付金
- 2. その他の収入

第17条(会計報告)

本会の会計は事務局長名にて懇親会、催し物、会合ごとに委員会並びに当該会員に報告し、年度ごとに総会にて会計報告を行う。又、年度ごとの会計報告の前に会計監査を受ける必要がある。

第18条(会計事務)

本会の会計事務は、都度事務局員の中より事務局長が指名した事務局員が行う。

第6章 附則

第 19 条(発効)

この会則は、2012年11月20日をもって発効する。

第20条(細則)

この会則の施行にかかわる細則は、委員会で別に定め総会に報告する。

第 21 条(会則変更)※※

この会則は委員会において変更することが出来、直近の総会にてその内容を報告する。

以上

- ※ 2013 年 ASF の総会から現メンバーでスタートし、委員のうち半数は 2014 年 ASF で任期終了。 残りの半数の委員と、会長、事務局長は 2015 年 ASF までを任期とする。
- ※※ 将来的には会則変更は総会の承認事項とする。